

税金
トレンド!
税金の「今」
がわかる!
ZEIKIN
TREND

取引から会計・税務までのデジタル化
改正の背景にデジタルシームレス

令和7年度

電子帳簿保存法の改正

電子的な保存は、紙での保存に比べて複製・改ざんが容易で痕跡が残りにくいとの懸念から、電磁的記録に関連した不正があった場合には重加算税を加重する仕組みが設けられています。

しかし近年、会計ソフトやクラウドサービスの進化により、請求書等を人の手を介さず、データ連携によってデジタルデータのまま授受・保存できる環境が整いつつあります。こうしたシステムでは、訂正や削除の履歴、取引の関連性が自動的に記録され、信頼性の高い管理が可能になっています。

このような変化を踏まえ、令和7年度税制改正では、一定の要件を満たすシステムを用いた場合、その電磁的記録を重加算税の加重対象から除外できることとなりました。こうした仕組みの導入により、「デジタルシームレス」取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理すること—がさらに進むことが期待されます。これにより、納税者の事務負担が軽減され、より適正な申告の実現も期待されます。



1 重加算税の加重措置の対象から除外

税制改正により、電子取引の取引情報に関わる電子的記録のうち、一定の要件を満たし、適正な納税義務の履行に資するものについては、重加算税の加重措置の対象から除外できることになりました。

① 除外措置の対象となる特定電子的記録の保存要件

1 改ざん防止の確保

データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。

2 記帳の適正性確保

電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと。

3 電子帳簿との相互関連性確保

電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと。

4 特定電子計算機処理システムを使用した保存等の確認

特定電子計算機処理システムを使用して送受信・保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

② 「特定電子計算機処理システム」とは

特定電子計算機処理システムとは、電子計算機処理システムのうち国税庁長官の定める基準に適合したものをいいます。具体的には、次のいずれかをいいます。

(1) デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス

● Invoice JP PINT ● JP Self-Billing

(2) 預貯金口座における決済データ

③ 改正の適用関係

この改正は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税から適用されます。同日前に法定申告期限等が到来する国税については従来どおりの取扱いとなります。

例) 所得税… 令和8年分(申告期限:令和9年3月15日)から適用
法人税… 10月決算の場合 → 令和8年10月決算期の法人から適用

④ 除外措置を受けるための届出手続

除外措置の適用を受けるには、保存義務者が事前に「不適用届出書」を納税地等の所轄税務署長に提出している必要があります。

電子取引データの保存制度の概要

- ① 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
- ② 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重する。



2 青色申告特別控除の改正

電子帳簿保存法の改正に伴い、青色申告特別控除(65万円)の要件も見直されます。

65万円の青色申告特別控除の適用要件について、優良な電子帳簿の保存要件に代えて、次の①及び②の要件のすべてを満たすこととすることができるとされました。

- ① 特定電子計算機処理システムの使用 ② 特定電磁的記録の保存

この改正は、令和9年分の以後の所得税について適用されます。

3 その他の改正～スキャナ読み取り等の要件の見直し

① 添付書類等記載事項等のスキャナ読み取り等の要件の見直し

添付書類等のイメージデータ(PDF形式)について、これまではカラー階調(いわゆる、フルカラー)によりスキャナ読み取り等を行う必要がありましたが、令和7年4月1日からは白黒階調(いわゆる、グレースケール)によるスキャナ読み取り等も認められるようになりました。

※ 改正後においても、カラー階調でスキャナ読み取り等を行ったイメージデータ(PDF形式)の提出は可能です。

変更前

- 解像度は200dpi相当以上
- 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調(いわゆる、フルカラー)以上



変更後

- 解像度は200dpi相当以上
- 白色から黒色までの階調が256階調(いわゆる、グレースケール)以上

具体的には、添付書類等をイメージデータ(PDF形式)により提出が可能である右記の3つの手続において、本改正が適用されます。

- ① 添付書類のイメージデータによる提出
- ② 光ディスクによる添付書類の提出
- ③ イメージデータで送信可能な手続

② イメージデータのファイル形式の拡充

イメージデータを送信し、または提出する場合のファイル形式にJPEG形式およびJPG形式が追加されます。この改正により、スマートフォンからカメラで撮影した画像データを送信することが可能となります。この改正は、令和10年1月1日から適用されます。